

# アストのなっとく講座 ~自転車利用に関する条例のお話編~

 寿寿 (じゅじゅ)・・・しっかり者のお姉さん猫  
 はっぱ・・・わがまま、気まぐれな妹猫

 さあ、今日は真面目に、身近な条例の小話をひとつ、といっても、気楽に聞いてね?

 なになに?! 条例・・・難しそうじゃ。

 「自転車の安全で快適な利用に関する条例」って、知ってるかしら?

 なんだから長い名前・・・それ、本当の条例?

 もちろん! 3月8日に長野県議会で可決された、正真正銘本物の条例なのよ。そして、既に10月1日から自転車利用者らに損害賠償保険の加入が義務付けられているの。知ってた?

 ええ? 知らない! じゃあ、今は損害賠償保険に入っていないと自転車には乗れないのね・・・。  
てかさ、『自転車利用者』・・・ら! これって、どういう意味?

 さっすが、はっぱ! 良いところに気が付いたわね。ここ気になった方もいるんじゃないか? 自転車利用者ら、ということは、自転車利用者以外にも、誰か義務付けられる人がいるってことよね。

保険加入が義務付けられるのは

- ① 自転車利用者自身
- ② 未成年の保護者
- ③ 従業員が自転車を使う業者

この3つにあてはまる方。自転車利用者以外にも保険加入が義務付けられているから、注意が必要なの。

 へえー。子どもでも、自転車に乗るようになったら、即保険! 感じね。自転車を買うのと防犯登録ってセットなイメージだったけど。これからは、損害賠償保険もセットになってくるわけねえ。

 そう。自転車販売業者は、購入者の保険加入有無の確認が必要になってくるわよね。会見で阿部知事が明かした考えは『自転車損害賠償保険が付帯している保険や、安価な保険について周知する』というもの。損害賠償保険ってというと、なんだか敷居が高い感じがしてしまうけれど・・・。実際、そんなに保険料もお高いものではないからね。

 あ、なんか、思い出しちゃった・・・。「自転車」「賠償」! 一時期、自転車の加害事故がすごい増えて問題になったわよね? もんのすごい金額の賠償命令が出て、話題になったの覚えてる!!

 そう! よく覚えてたわね。自転車が加害者となった事故が多発。損害賠償命令も、1億円近いかなりの高額なものも。

- ◆ 小学生が62歳の女性と衝突。女性は意識が戻らない状態に → 9, 521万円の損害賠償命令 (平成25年7月: 神戸地裁)
- ◆ 高校生が24歳の男性と衝突。男性に言語機能の消失という障害が残る。 → 9, 266万円の損害賠償命令 (平成26年6月: 東京地裁)
- ◆ 男性が38歳の女性と衝突。女性は3日後に死亡。 → 6, 779万円の損害賠償命令 (平成15年9月: 東京地裁)

 被害者ご本人もそのご家族も、その後のことを考えると本当に辛いわねえ・・・。もちろん、加害者のご家族も、本人も。

 わざとでは決してなかっただろうに、その後の人生が大きく変わってしまうわよね。この3件は、加害者に保険加入があったのかどうかはわからないけれど。もし自分だったらと考えると、ぞっとしない?

 うわああ・・・ぞっとするなんてもんじゃないかあー!! 急いで! 早く損害賠償保険よ! 早く早く!!

 ああもう・・・ちょっと落ち着いて! 個人賠償責任保険といって、自動車保険・火災保険・傷害保険・共済に特約として付いている場合があるの。まずはご自身でご加入の保険を確認してみてくださいね。

【ご加入の損害保険をチェック! 5つの注意点】

- ① 個人賠償責任保険の特約の付帯はあるか
- ② 賠償責任保険の対象は家族全員になっているか
- ③ 自転車の対人事故における賠償責任に対応しているか
- ④ 賠償責任保険の補償限度額は1億円以上か
- ⑤ 被害者との示談交渉サービスは付いているか

**アストのほけん ☎ 0120-57-2760**

長野県諏訪市南町10-5 ■ 定休日/日曜日・祝日 ■ 営業時間/ 10:00 ~ 19:00  
E-mail: ast@view.ocn.ne.jp HP: https://astnoken.com/